# 富士山の世界遺産登録運動は何をもたらしたのか ~富士北麓地域を事例として

# I 研究の目的と背景

本稿の主な目的は、富士北麓地域を事例と して「富士山の世界遺産登録運動が何をもた らしたのか」を明らかにすることである。具 体的には、以下の2点を論じる。

- ①「富士山が世界遺産に推薦されなかった要因」を整理することによって、富士北麓地域の課題を浮き彫りにする。
- ②富士山の第一期登録運動<sup>1</sup>の挫折前後において、富士北麓地域の人々がどのように意識を変え、行動してきたのかを整理する。

1990年代前半、富士山麓地域の人々は富士山の世界遺産登録を目指した。しかし富士山の自然環境問題が厳しく指摘され、世界遺産登録は実現されなかった。この運動を契機として、地元の人々は徐々に富士山の価値や富士山とのかかわりを意識し始め、行動を変革してきた。

本稿では、文献調査と地元の人々へのイン タビュー調査をもとに、富士山の世界遺産登 録運動が富士北麓地域の人々にもたらした影 響を明らかにしていく。

<sup>「</sup>富士山の世界遺産登録運動に関する大きな動きは、(i) 1993年から 1995年頃まで盛り上がりを見せた、「『複合遺産』として世界遺産への登録を目指した運動」、(ii) 2000年頃から動きが見られる「『世界文化遺産』として世界遺産への登録を目指す運動」、の二つがある。本稿では、(i) を「第一期登録運動」、(ii) を「第二期登録運動」と定義している。両方を含めるときは、「世界遺産登録運動」としている。

	1994 1995 2000 2003 2005
世界自然遺産	ightarrow $ ightarrow$ $ ightarrow$ $ ightarrow$ $ ightarrow$ $ ightarrow$
に向けた動き	第一期登録運動
世界文化遺産	$\rightarrow \Rightarrow \Rightarrow \rightarrow \rightarrow \cdot \cdot \cdot \cdot \rightarrow \rightarrow \rightarrow \rightarrow \rightarrow \rightarrow \Rightarrow \Rightarrow$
に向けた動き	第一期登録運動 第二期登録運動

# Ⅱ 既存研究と本研究の位置づけ

世界遺産登録が地域にもたらす影響を分析した既存研究として、本稿では主に白神山地と屋久島の事例を参考にした。しかし、これらの事例は、登録後に起きた諸問題を論じているが、登録前の運動についてはあまり言及されていない。富士山の第一期登録運動は「世界遺産に登録されなかった点」、また「地元主体の登録運動であった点」において独自性がある。

本稿では第一期登録運動を中心とする登録 運動そのものを題材にし、運動による関連ア クターへの影響について論じる。

### Ⅲ 研究内容

本稿では以下の流れで研究を進めた。

1) 富士山と富士北麓地方の歴史的変遷

第2章においては、富士山と富士北麓地域 の人々のかかわりを概観した。

2.2 では文学、芸術、庶民文化、信仰の対象 としての富士山を描いた。2.3 では、富士北麓 地域を事例とし、古くから富士山を活用した 観光開発を行うことによって経済的な発展を 遂げてきた一方で環境問題という新たな問題 も現れてきたことも指摘した。

#### 2) 世界遺産に推薦されなかった要因

第3章においては、「なぜ、富士山が世界遺産になれなかったのか」を明らかにした。3.1では富士山の世界遺産登録運動の概要を整理した。3.2では、多数の署名が集められ、国会請願が行われた1994年の第一期登録運動と、政府主導で行われた2003年の世界自然遺産候補地検討会を分析することによって、富士山が世界遺産に推薦されなかった要因を整理した。

<世界遺産に推薦されなかった要因>

- 環境破壊と過剰な人為的改変の現状
- ・ 環境保全のための管理体制の不備
- ・ そもそも、他の登録地と比較すると価値 (自然的価値)がない
- ・ 学術的な研究の不足
- 3) 登録運動挫折後の動向

第4章においては、登録運動挫折以降、人々が「富士山とのかかわり」を捉え直し、意識・ 行動を変革してきた過程を明らかにした。

4.1 では第一期登録運動での頓挫が富士山に関連する環境問題への人々の意識を高める起爆剤となったことを考察した。4.2、4.3 では、関連アクターの最近の動向を整理した。概要は以下の通りである。

#### 行政機関

登録運動は、国・県・市町村が一体となった「富士箱根伊豆国立公園富士山地域環境保全対策協議会」の設立を促し、行政機関の環境保全対策の推進に貢献した。

#### <主な対策>

- · 静岡県「富士山総合環境保全指針」
- · 山梨県「富士山総合保全対策基本方針
- ・両県合同「富士山憲章<sup>2</sup>」

行政機関の一連の流れは富士山の環境保全への管理体制・所有制度を構築するために非常に重要な役割を果たしたと考えられる。

# 地元住民・NPO

富士北麓地域の人々は、登録運動以降「富士山とかかわり」を見つめなおした。具体的には、環境美化運動、エコツーリズム、富士山教育などの新たな動きがみられる。

### IV 結論と課題

富士山の世界遺産登録運動は「富士北麓地域の人々が『富士山と地域の人々のかかわり』を見つめ直すきっかけ」をもたらした。これが本稿の結論である。

世界遺産リストに登録されるか否かにかかわらず、富士山の内包する価値は変化しない。 富士北麓地域の今後の課題は、富士山の価値を見つめなおし、「富士山とのかかわり」を意識し、行動することであると考える。

本稿に関する今後の研究課題としては以下 の点があげられる

- 1) 因果関係について
- ①他の要因分析の必要性
- · 富士山 5 号目立体駐車場建設問題
- ・環境問題に対する意識の高まり
- ②定量的分析の必要性
- ・アンケートによる人々の意識調査
- ・富士山関連の NPO 数、環境改善など
- 2) 対象の限定性
- ・山梨県全体、静岡県も含めた議論
- 3) 土地所有に係る研究の必要性
- ・現在の土地所有状況の歴史的背景
- · 恩賜林組合、自衛隊演習所

### <主要参考文献>

静岡新聞社編[1994]『富士は生きている』静岡新聞社 富士急行 50 年史編纂委員会[1977]『富士山麓史』富士急 行

UNESCO,[2005]"Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention" 環境省自然環境局 IP「世界自然遺産候補地に関する検討会」

 $\underline{\texttt{http://www.env.go.jp/nature/isan/kento/index.html}}$ 

<sup>2</sup> 富士山の自然環境等の保全の理念や環境保全のための 行動規範を示すことにより、人々に富士山の環境保全へ の協力を訴え、国民的規模で保全活動の展開を図ってい くことを目的としたもの(富士山憲章山梨県推進会議 [2005]より抜粋)。